

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県立陶芸の森	
所管課	商工観光労働部モノづくり振興課	
現行指定管理者	(公財)滋賀県陶芸の森	
設置年月	平成2年6月2日	
所在地	甲賀市信楽町勅旨2188-7	
設置目的	県民の陶芸に対する理解と親しみを深め、広く陶芸に関する交流の場とすることにより県の陶器産業の振興と文化の向上を図る。	
施設概要	1. 敷地面積 約400,000㎡ 2. 施設の構成 (1) 公園(多目的広場、野外展示場、遊歩道等) (2) 陶芸館 (3) 創作研修館 3. 事業内容 (1) 県民に親しまれる施設運営に関する事業 (2) 地元陶器産業の振興に関する事業 (3) 陶芸文化の向上と交流に資する事業 ア 展覧会開催事業 イ 創作事業 ウ 子どもやきもの交流事業 (4) 企画事業	
管理経費(平27予算額)	171,052千円	
財源内訳	使用料	—
	その他特財	—
	一般財源	171,052千円
指定管理者制度選考方針	経過	平成18年度の指定管理者制度導入時に、当財団を非公募により平成22年度まで指定管理者に指定。(5年間) さらに、非公募により平成23年度から27年度まで指定。(5年間)
	募集方法	非公募
	指定単位	単独
	指定期間	5年間(平成28年4月1日～平成33年3月31日)
備考		